

## 平成22年度 第2回 北松中央病院評価委員会 議事要旨

- 1 日 時 : 平成22年8月5日(木) 13:30~16:00
- 2 場 所 : 地方独立行政法人北松中央病院 研修会館
- 3 出席委員 : 池田委員長、押淵委員、金子委員、久保委員、調委員、藤村委員、宮地委員、諸藤委員、吉永委員 (江口委員は欠席)
- 4 事務局等 : 千知波保健福祉部長、竹本保健所長、岩田次長、内田副理事、中尾係長ほか  
東山理事長、山崎事務部長、松元看護部長、前田看護副部長、富本主任ほか
- 5 議 題 等 : I 報告事項 (1) 年度評価スケジュールについて  
(2) その他(前回委員会における質問事項等)  
II 議 題 (1) 評価委員会運営要綱の制定について  
(2) 法人からの報告について  
① 平成21年度財務諸表(決算概要)について  
② 平成21年度業務実績について  
(3) 財務諸表の承認方針について  
(4) 平成21年度財務諸表について  
(5) 平成21年度業務実績に関する評価方法について  
(6) 平成21年度業務実績に関する評価について

### 6 議事概要

#### ◆開 会

千知波保健福祉部長から挨拶。

#### ◆報告事項

##### I - (1) 年度評価スケジュールについて

平成21年度の業務実績評価及び財務諸表の承認に係るスケジュールについて、事務局より説明。

##### I - (2) 前回委員会における質問事項等について

(質問)

地方独立行政法人に基づく評価委員会の勧告に対し、病院側は不服申立てができるか。

(回答)

評価委員会は、市の附属機関で行政としての執行権がない。よって、附属機関の行為は行政処分にはならず、行政不服審査法に基づく不服申立ての対象とはならない。

評価委員会の評価結果についても同様で、他の独法では、評価結果に対して法人側が意見申立ての機会を与えているところもあるが、評価委員会の評価結果は、この評価結果を受けた相手方の行為を制限するものではない。ただし、法律に基づく評価ということで法人が当然重く受け止める形にはなる。

(質問)

市立総合病院から北松中央病院への医師の派遣ができないのか。

(回答)

北松中央病院は、地方独立行政法人であるため法人格が佐世保市とは異なる。法令上、公立病院から他の病院に医師を派遣することに対する禁止規定はない。

現在でも、単発的に手術の応急処置で市立総合病院から他病院への医師の派遣が行われている。派遣手続きは、事業管理者の派遣許可を受ける必要があり、また、派遣先からの報酬は市の歳入として受入れられる。

このような形で、単発の派遣は可能であるが、長期派遣（1週間や1年）などになれば、市立総合病院から見ると、その派遣した医師が非常勤職員となり、総合病院での本来の診療業務等に及ぼす恐れがあるため、長期間、北松中央病院だけに限らず他病院へ医師を派遣することは難しいようである。

(質問)

近年は公的病院への研究助成として自治体の公会計からの支出は行われてないと思うが、大学関係研究助成金の趣旨、内容について説明していただきたい。

(回答)

財政健全化法では地方公共団体による国等へ寄附金等を禁止しているが、地方独立行政法人は地方公共団体ではないため、独立行政法人が国等（国立大学法人）に助成金等を支出すること自体は違法ではない。

よって、自治体からの運営交付金が地方独立行政法人を通じた国等への寄附にあたるのかどうかということになる。本件に類似の判例では、ある公立病院が大学への寄附を意図して、大学病院が指定する財団を通じて寄附を受け取ったということで、違法の判決が出ている。

今回の地方独立行政法人による大学への寄附の違法性については判断できておらず、県や顧問弁護士等へ相談を行っているところである。

(質問)

運営交付金は、今後、黒字であっても病院へ支払われ続けるのか。

(回答)

運営交付金とは、自治体から機能を与えられた自治体病院の運営に対する財政支援の一つである。公立病院であれば繰出金として国の繰出基準のルールに応じて支出しており、地方独立行政法人についても同じ繰出基準を準用し、同じルールで算定されることが原則である。

例えば、設置者として救急医療の役割を病院に与えた場合の収支不足について、財政補てんする場合などであり、国のルールに基づいて支出するというものである。

安易に、黒字だから減らす、赤字だから増やすという考えに基づいて交付されるわけではない。

◆議 題

Ⅱ－（１）評価委員会運営要綱の制定について

事務局から、この評価委員会の運営に関して、会議の公開非公開、傍聴人に対する指示など基本的な事項を定めるための運営要綱の制定について説明。

【委員の意見】

委員から質問・意見はなかったため、この運営要綱を委員会決定とすることで、委員長が各委員の了承を確認。

Ⅱ－（２）法人からの報告について、事務局より、法人報告の内容が、年度業務の実績評価に関連するため、業務実績の評価と一連のものとして説明した方が分かりやすいとの説明。会次第を財務諸表関連の議題を先に行うよう変更。

Ⅱ－（３）財務諸表の承認方針について

事務局が、評価委員会の財務諸表に対する意見具申の方法について、財務諸表の承認方針に基づく「法規性の遵守」及び「表示内容の適正性」の視点から事務局がチェックした結果に対して行うことを説明。

Ⅱ－（４）平成２１年度財務諸表について

事務局が、財務諸表の承認方針に基づき、事務局が行った確認結果について法規性の遵守及び表示内容の適正性ともに適正であったことを説明。

【委員からの意見】

○ 貸借対照表の流動負債に長期借入金のうち１年以内に返済期限の到来する借入金が生計分けされていない。固定負債の長期借入金に含まれているのであれば、流動負債へ仕分けすべきでは。

勘定科目の変更に伴って、流動比率や固定長期適合率などのバランスの見方が変わってくる。

（事務局回答）⇒ 従来そのように処理してきたが、独法会計基準等の法令を確認し検討する。

Ⅱ－（２）法人からの報告について

理事長が平成２１年度事業概要、事務部長が決算状況を報告。

Ⅱ－（５）平成２１年度業務実績に関する評価方法について

評価委員会が平成２１年度の業務実績評価を行うにあたり、その評価方法を定める実施要綱について事務局から説明。

平成２１年度評価は、法人の自己評価・評価委員会による小項目評価は３段階、評価委員会による大項目評価は５段階とし、これに加え記述式による総合評価を行い、評価結果書を作成する。

【委員からの意見及び実施要領の決定】

委員から質問・意見はなかったため、この実施要領を委員会決定とすることで、委員長が各委員の了承を確認。

## Ⅱ－（６）平成２１年度業務実績に関する評価について

平成２１年度業務実績の評価について、評価結果（案）及び小項目評価結果（案）により、事務局から、小項目評価において自己評価と評価委員会評価の異なる点（４項目）や総合評価の案に関して説明。

### 【委員からの質問・意見】

（医業未収金の貸倒損失について）

○ 医業貸倒損失が、当初予算１００万円に対し決算は１千万円で１０倍となっているのはなぜか。

（病院回答）⇒ この未収金の処理は、平成８年度から１８年度までの１１年分で回収見込みがない窓口未集金を計上した。回収への努力は行ってきたが、設置者が変わる前に不良債権を処分した方がいとの監査人からの助言や財務状況から判断して、今回１１年分の不良債権を貸倒損失として計上した。

○ 医業貸倒は、通常、何年で貸倒として処分するのか。

（病院回答）⇒ 一般的に、医療費の消滅時効は３年であるが、これまで欠損処理を行っていなかった。

○ 貸倒処理については、どの段階まで請求をするのかルールを定めて計画的に行われなければならない。毎年、貸倒損失について、理事会等において、議論し処理することが適正なやり方ではないか。

○ 医療費の未収金回収はどのように行っているのか。

（病院回答）⇒ 病院の事務職員が、３ブロック程度のチームを作り訪問を行っている。

○ 債権回収業者に委託する方法もある。しかし、この病院の医業未収金は、長崎市の平均年収の半分程度である。長崎県の中で一番賃金が低いこの地域で、この程度の金額であれば良く回収されていると思う。

（特定健診の実施について）

○ 特定健診は、情報システム整備が不十分であったために未実施であったため、評価を「Ⅰ」としているが、これは前年度もそうだが、整備することが難しい理由はどこになるのか。

（病院回答）⇒ 特定健診が実施できなかった理由としては、医師不足である。特定健診に対応できる医師がおらず、特定健診を行うのであれば一般診療を縮小するしかない状況である。現在行っている医師確保のための手段（奨学制度など）を継続し、確保できれば対応できると考えている。

（看護教育の充実について）

○ 今後、県北地域における看護師の育成が、地域の医療水準を確保するための問題になってくる。今後は、看護師の人材育成にも目を向け、看護実習を受けてほしい。

○ この病院は、医療スタッフの教育に非常に熱心である。スタッフ一同が頑張っている現場を体験することで、看護師の地元定着に貢献できると考えており、ぜひ、看護実習の受け入れを行ってほしい。

（病院回答）⇒ 佐世保市・県北地域における看護師は減少しており、求人しても集まらない状況にあることは実感している。当院も看護実習を受入れたいが、現在の看護師の勤務実態から判断し、今は受入れできない状況にある。今後、地域医療再生化計画などを活用し、看護教官を確保できれば場所の提供は喜んで行いたい。

(年度計画における目標設定について)

- 法人が策定した年度計画中の目標設定について、小項目「疾病予防対策・住民健康教育」において、目標では特定健診に看護婦・栄養士を活用するとあるが、実績では情報システムの整備が不十分でできなかったとある。これでは「I」としか評価しようがない。類似の取り組みをどれだけ行っても、目標に掲げられていなければ評価は「I」である。
- 小項目「疾病予防対策・住民健康教育」の実績に記載されている糖尿病の専門外来としての取り組みは高く評価しているが、今回はそれを評価書に反映できないので評価の方法を工夫してはどうか。
- 年度計画を策定する段階で、「疾病予防対策・住民健康教育」の中に糖尿病に関する住民健康教育を行うという目標を記載していれば、評価することができた。計画を立てる際の目標や項目の設定方法も工夫が必要である。糖尿病への取り組みは、力を入れているだけにもったいない。

(病院回答) ⇒ 3年前策定した中期計画に基づいて、毎年、年度計画を立てているが、その後、医療も変化している。次期の中期計画からは、目標等の設定についても対応していきたい。

(人件費について)

- 労働条件について、財務諸表20ページの決算書において、給与費の給料と賞与に関して予算額に対する増減額が大きくなっている理由は何か。

(病院回答) ⇒ 給与減少の理由は前理事長の退職と医師の1名減である。賞与増加の理由は、経営上の理由(経営1年目で赤字化させたくなかった)で職員の給料を抑えていたが、順調に収益を得られたため賞与の支給率を上げた。

- 昨年、人事院勧告があり、公務員の給与は前年を下回っている中、人件費が上がっている。これは、病院の奉給表が変わったということか。

(病院回答) ⇒ 定期昇給を行わず、3回目の賞与の支給率を上げたものである。

- 今年の診療報酬改定は、地域の基幹病院に対してプラスに働くものとされており、おそらく病院としては収入が増えることになる。過酷な勤務条件に対するインセンティブになっている。スタッフの努力に対して、賞与が増えたということはよいことである。この評価委員会は、法人の経営に関する会議であるため、今後もこのような情報はきちんと提示し、それも含めて評価をさせていただく。

(委員長とりまとめ)

本日の委員の意見及び後日意見のある委員から提出される意見書を集約し、次回評価委員会で修正案を審議することを確認。

## 6 その他

事務局が、次回の評価委員会は9月2日(木)に中央保健福祉センターで開催を予定していることを説明。

以 上